

(公社) 秋田県トラック協会

特殊車両保有の会員各位

(公社) 秋田県トラック協会

令和 5 年度「高さ指定道路」の指定に関する要望の受付について

道路通行時の高さの最高限度を 4.1m(道路法及び道路交通法における一般的制限値は 3.8m)とする「高さ指定道路」については、毎年度、国土交通省及び警察庁に対して追加指定の要望を行い、審査を経て新たに指定されております。

(令和 4 年度実績：要望 45 区間→ 指定 36 区間＋一部指定 1 区間)

全日本トラック協会では、各都道府県トラック協会の会員事業者が「高さ指定道路」の指定を希望する区間について、関係行政機関に対して要望を行います。関係行政機関において要望区間の審査が行われ、指定が可能と判断された場合には新たに「高さ指定道路」として指定されることとなります。

つきましては、特殊車両の通行を行う事業者におかれましては、全日本トラック協会のホームページより「要望区間の提出方法」を確認し要望書にご記入の上、(公社) 秋田県トラック協会までご返信頂きたくご案内いたします。

記

1. 全日本トラック協会ホームページ

・トップページ 新着情報

・2023/05/09

令和 5 年度「高さ指定道路」の指定に関する要望の受付について

<https://jta.or.jp/member/anzen/takasa2023.html>

2. 添付書類 (上記よりダウンロード)

A. 要望一覧表 (エクセル)

B. 要望区間票 I (ワード)

C. 荷姿や高さ等が確認できる書類 [任意書式] (ワード・PDF)

※ 詳しくは「「高さ指定道路」の指定に関する要望区間の提出方法」をご参照下さい。

FAX 不可 (容量が大きい場合 CD-OM/USB)

3. ファイルの提出先

(公社) 秋田県トラック協会

akita-truck@ata.or.jp

4. 締切 令和 5 年 6 月 15 日 (秋田集約後 全ト協へ送付 全ト協締切 6 月下旬目途)

5. 本件の問い合わせ先

全日本トラック協会 企画部 道路企画室 小山、廣瀬

TEL:03-3354-1068 e-mail: dourokikaku@jta.or.jp